

「徳島県平和の日」を定める条例の制定を求める意見書

昭和 20 年 7 月 4 日、徳島市は未曾有の大空襲を受け、住宅区域の大半が焼失し、多くの尊い命と市民生活の基盤が失われた。

戦後、日本は平和憲法のもと、平和国家として歩みを進め、今日の繁栄を築いてきた。

徳島県議会においては、県を挙げて核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指す意思を内外に示すため、昭和 57 年に全国に先駆けて「非核の県」宣言を行った。

また、鳴門市議会においても、戦争のない平和な世界の実現が人類共通の願いであるとの認識のもと、昭和 60 年に「非核平和都市」を宣言している。

しかしながら、国際情勢はいまだ不透明であり、平和の尊さを改めて問い直すことが強く求められている。

徳島大空襲という歴史的事実は、戦争の惨禍と平和の価値を次世代へ伝える貴重な教訓となっている。戦争を知らない世代が増える中で、この記憶を風化させることなく、次の世代へ語り継ぐことが重要である。

よって、徳島大空襲のあった 7 月 4 日を「徳島県平和の日」と定め、平和を希求し、基本的人権を尊重する社会の実現を再確認する日とすることは、県民の平和意識を高め、持続可能な平和社会の構築に寄与するものである。

以上の趣旨により、徳島県において「徳島県平和の日」を定める条例を制定し、県民の平和意識の高揚及び基本的人権の尊重を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 26 日

鳴門市議会

徳島県知事 後藤田 正純 殿